



消防法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示の概要

消防庁予防課 新納範久

●はじめに

平成25年12月27日に、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号。以下「改正令」という。)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号。以下「126号省令」という。)が公布された。改正令は、平成25年2月に発生した長崎市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、スプリンクラー設備の設置基準の見直し等を行うものである。また、126号省令は、同じく長崎市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関に通報する火災報知設備に関する基準の一部改正等を行うものである。

また、平成26年3月26日には、消防法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第19号。以下「19号省令」という。)が公布された。19号省令は、改正令による消防法施行令(以下

「令」という。)の一部改正に伴い、スプリンクラー設備の設置基準に関し、総務省令で規定することとされた事項等について規定するものである。

加えて、平成26年3月28日には、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件(平成26年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。)が公布された。4号告示は、19号省令による消防法施行規則の一部改正に伴い、スプリンクラー設備の設置を要しない構造について、消防庁長官が規定することとされた事項等について規定するものである。

本稿では、126号省令及び19号省令の概要を解説する。また、19号省令についての解説の中で、4号告示についても解説する。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

●126号省令及び19号省令の概要

■改正の背景

(1)長崎市認知症高齢者グループホーム火災

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて火災が発生し、死者5名、負傷者7名を出す惨事となった。

この火災を受け、消防庁では、「認知症高齢者グループホーム火災対策検討部会」及び「障害者施設等火災対策検討部会」を設置し、避難が困難な者が入所する社会福祉施設等(令別表第1(6)項口に掲げる施設をいう。以下同じ。)における火災対策について検討を行った。

「認知症高齢者グループホーム火災対策検討部会」は、火災発生直後の3月から検討を開始し、計4回開催して9月に報告書の取りまとめを行った。また、「障害者施設等火災対策検討部会」は、認知症高齢者グループホーム火災対策検討部会における検討を踏まえながら、7月に設置し、計4回開催して平成26年3月に報告書を取りまとめた。両検討部会では、関係省庁である厚生労働省、国土交通省の参画を得ながら、関係団体である高齢者施設関係者、障害者施設関係者等の意見を取り入れて、ソフト・ハー

下の両面にわたる対策が整理された。

両検討部会での検討では、初期消火やグループホーム職員からの火災通報がなされていないなど、防火管理者側の初期対応に関する課題があるほか、火災のあった施設の延べ面積が275㎡未満であるため、スプリンクラー設備の設置義務がなく、実際に設置されていなかったことから、火災の抑制ができなかったこと等の課題が明らかになった。

(2)改正令による改正事項

両検討部会での検討を踏まえ、避難が困難な者を入所させる社会福祉施設等に対し、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとし、改正令が、平成25年12月24日に閣議決定され、同月27日に公布された。

改正令では、避難が困難な者を入所させる社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備に関する基準を改正して、原則として延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しなければならないこととした(改正前の面積要件は275㎡以上)。

ただし、例外として、火災発生時の延焼を抑

制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものについては、スプリンクラー設備の設置を要しないこととした。この例外措置は、改正令による改正前から規定されている。

また、避難が困難な障害者等を入所させる施設である障害者支援施設(令別表第1(6)項口(5))や救護施設(同項口(2))、障害児支援施設(同項口(4))については、「介助がなければ避難できない者」として総務省令で定める者を主として入所させる施設についてのみ、延べ面積が275㎡未満の施設にもスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした(該当しない場合は、従来の面積要件を据え置き、延べ面積が275㎡以上の施設にのみ義務付け)。

(3)改正令の施行期日及び経過措置

改正令(上記改正事項に係る改正規定)は、平成27年4月1日から施行することとした。また、経過措置として、改正規定の施行の際、現に存する避難が困難な者を入所させる社会福祉施設等(当該用途に供する部分が存する複合用途防火対象物を含む。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものにおけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準につ



長崎市認知症グループホーム火災の建物外観



消防法施行規則の一部改正について

消防法施行令の一部改正

スプリンクラー設置基準の見直し(令S12)

- 避難が困難な者が入所する高齢者・障害者施設等に延べ面積に関わらずスプリンクラーを設置することとする。
- 例外として、①火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものには設置を要しないこととする。
- また、②介助がなければ避難できない者が少ない施設には現行の面積基準(延べ面積275㎡以上)を据え置く。

※施行期日…平成27年4月1日(既存の建築物に対しては平成30年4月1日から適用)

(①、②の具体的な要件は消防法施行規則に規定。)

消防法施行規則の一部改正

スプリンクラー設備の設置を要しない構造(則S12の2/改正)

スプリンクラー設備の設置を要しない延焼抑制構造に係る規定について、①～③の規定を整備する。(②、③は新たな規定)

- ①既存の規定(防火区画を設けた施設には設置不要)を、延べ面積275㎡未満の施設にも適用する。(準耐火構造等の壁・床で居室を区画。)
- ②特に小規模な施設(100㎡未満で単独用途)の特例として、(ア)壁・天井の内装を準不燃材料等で仕上げた施設及び(イ)入居者等の避難に要する時間として計算した時間が火災発生時に確保すべき避難時間を下回る施設は、設置不要とする。
- ③共同住宅の一部を用いる施設(施設全体が275㎡未満)の特例として、住戸を準耐火構造で区画し、内装制限等を行ったものは設置不要とする。

介助がなければ避難できない者(則S12の3/新設)

「介助がなければ避難できない者」として、障害者支援施設、障害児支援施設、救護施設に入所する①、②の者を規定する。

- ①乳児、幼児
- ②障害支援区分*の認定に用いる認定調査項目のうち火災発生時の避難に関係する項目(移動、移乗、危険の認識、説明の理解、多動・行動停止、不安定な行動)のいずれかが避難困難な状態にある者

※障害者総合支援法に規定する、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

いては、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとした。

■19号省令の概要

(1)火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造(第12条の2関係)

令第12条第1項第1号において、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有する施設については、火災の燃え広がりを一定の区域に閉じ込めることにより一定の避難安全性を確保することが期待でき、スプリンクラー設備と同等の安全性を確保できることから、既にスプリンクラー設備の設置を要しないこととされている。

規則第12条の2の改正は、令第12条第1項第1号の改正により新たにスプリンクラー設備の設置義務の対象となる275㎡未満の施設につい

て、所要の規定を整備するものである。

なお、改正前の令第12条第1項第1号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」として、火災発生時に炎や煙を遮る準耐火構造の壁・床で居室を囲む「防火区画」を設け、かつ、壁・天井の内装を不燃性能のある材料で仕上げる「内装制限」を講じたものには、スプリンクラー設備を要しないこととされている。

このうち、「内装制限」は、壁・天井が燃焼し火災が伝播することによる延焼の抑制に効果があるとともに、出火室、出火部分の内装が燃焼することによる煙の発生を一定時間抑えることで避難時間を確保するものであることから、火災発生から避難を終えるまでの時間が短い避難が容易な構造(避難容易性)を有する施設であれ

ば、内装制限された施設と同様に安全な避難が行えるものと考えられる。

今回の改正は、「防火区画」、「内装制限」、「避難容易性」を組み合わせることで、小規模施設の様々な態様に対応し、スプリンクラー設備の設置を要しない構造の要件を定めている。

ア 第1項第1号

第1項^{*}は、「防火区画」と「内装制限」を組み合わせることでスプリンクラー設備の設置を要しないこととしている。（※第2号は1,000㎡以上の施設に係る規定であるため本件省令改正の対象外）

275㎡以上1,000㎡未満の施設で「防火区画」と「内装制限」があるものについては、スプリンクラー設備と同等の安全性を確保できることから、スプリンクラー設備を要しないこととされている。延べ面積275㎡未満の施設についても、同様の考え方で安全性の確保が見込まれることから、従前の延べ面積1,000㎡未満の施設に係る規定を延べ面積275㎡未満の施設に適用できることとする。

なお、改正令により新たにスプリンクラー設備の設置を義務付けられる延べ面積が275㎡未満の施設のうち、施設の利用者の居室が避難階のみに存するものであって、後述する「避難容易性」の要件（第2項第2号の要件）を満たすものについては、「内装制限」を要しないこととしている。

イ 第2項

第2項は、一定の要件を満たした特に小規模な施設（延べ面積100㎡未満）について「防火区画」を不要とし、「内装制限」又は「避難容易性」が確保されている場合にスプリンクラー設備の設置を要しないこととしている。

なお、「防火区画」は、第1項第1号において、床面積が100㎡以下であることと規定されている。第2項の規定の適用を受ける施設は、延べ面積が100㎡未満の施設であり、火災を閉じ込めるべき区画よりも小規模のものであることから、そのような規模の施設には「防火区画」を不要としたものである。

(ア)第2項柱書きに規定する施設の要件

第2項の規定を適用する施設に係る要件とし

ては、①単一用途であること、②入居者等の利用に供する居室（もっぱら施設の職員が使用することとされている居室以外の居室）が避難階のみに存することを定めている。

①の要件は、防火区画を設けない第2項に係る施設に、他の用途の火災危険性が及ぶことがないよう定めるものである。

②の要件は、施設の入居者の多くが介助がなければ避難できない者であることを踏まえ、短時間での避難完了を確保するため、介助を要する者が階を跨いだ避難を行うことがない構造に限定されるよう定めるものである。これらの要件は、防火区画を不要とするための代替措置として定められる施設構造に関する要件である。

(イ)第2項各号に規定する施設の要件

第2項第1号は、柱書きに規定する要件を備えた施設で「内装制限」を行ったものについて、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしている。

第2項第2号は、第2項柱書きに規定する要件を備えた施設のうち、居室の出入口に自動閉鎖装置付きの戸を設置したもので、「避難容易性」を満たすものについて、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしている。

第2号に規定する「避難容易性」は、①避難が容易な構造を有する施設であって、②入居者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間^{*}が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間^{*}を超えないもの、という2要件を満たすものである。（※後述「4号告示の概要」第1・第2参照）

①避難が容易な構造を有する施設の要件として、火災発生時に早期に覚知できるよう煙感知器の設置を定めるほか、介助がなければ避難できない高齢者・障害者が短時間で円滑に屋外の安全な場所まで避難するための経路を確保する内容の規定となっている。

②入居者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官



が定める時間を超えないものの要件は、平成19年に発出された予防課長通知（消防予第231号）の考え方を踏襲したもので、個々の施設の構造に応じ、火災発生時に介助者が施設の入所者を避難させるための時間を計算することとしている。

ウ 第3項

第3項は、共同住宅等の一部を使用する避難が困難な者を入所させる社会福祉施設等で、居室に代えて住戸を単位とした「防火区画」を設定した上で、「内装制限」などを行った場合に、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしている。

住戸を単位とするため、住戸が面する廊下や主たる出入口について防火上必要な要件を定めるほか、住戸内での避難経路について安全を確保するため、住戸の床面積を100㎡以下とし、廊下に通ずる通路については消防長官が定めるところにより設けることとしている（後述「4号告示の概要」第3参照）。

(2)介助がなければ避難できない者（第12条の3関係）

避難が困難な障害者等が入所する障害者入所施設や障害児入所施設、救護施設においては、警報時に避難が認知できない者やパニックで行

4号告示の概要

第1 入居者等の避難に要する時間の算定方法

入居者等の避難に要する時間は、①入居者等が避難を開始するまでに要する時間、②入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間をそれぞれ計算し、足し合わせて算定する。

①入居者等が避難を開始するまでに要する時間

施設の延べ面積（単位 ㎡）の平方根を30で除して得た値（単位 分）

②入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間

次の(1)から(3)までに掲げる時間を合算した時間

(1)入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間

各居室からの避難経路上の移動距離を次のイからハまでに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間

イ 介助者の移動速度（階段上り）分速54m

ロ 介助者の移動速度（階段下り）分速72m

ハ 介助者の移動速度（階段以外における移動）分速120m

(2)介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間

介助用具等が必要な入居者等の数（2に満たない場合は2とする。）に0.5（単位 分）を乗じて得た時間を合算した時間

(3)入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間

各居室からの避難経路上の移動距離を介助された入居者等の移動速度（分速30m）で除して得た時間を合算した時間

第2 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間については、3分間を基本とし、延焼の拡大や煙の充満を抑制する効果が見込まれる構造の施設には1分間を加算することを定めている。

1 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの 4分

2 次の式に当てはまるもの 4分

$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200\text{m}^2$$

3 前2号のいずれにも該当するもの 5分

4 第1号又は第2号のいずれにも該当しないもの 3分

第3 廊下に通ずる通路の基準

廊下に通ずる通路の基準を次のとおり定めている。

1 居室から廊下に通ずる通路が当該居室以外の居室を通過しないものであること。

2 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸（不燃材料で造られたものに限る。）を設けたものであること。

動が不安定になる者、運動機能障害等により自力ではほとんど移動できない者など、「介助がなければ避難できない者」が入所していることが想定される。

一方で、一定の障害を有する者であっても適切な助言があれば避難できるなど、「介助がなければ避難できない者」が主として入所するとまで言えない施設も存在すると考えられることから、改正令においては、「介助がなければ避難できない者」を主として入所させるとまで言えない施設については、従前の面積基準を維持することとされている。

どのような者が「介助がなければ避難できない者」に該当するのかは総務省令で定めることとしており、具体的には、①乳児及び幼児又は②一定の要件に該当する障害者としている。

障害者に係る②の要件は、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成26年厚生労働省令第5号)に規定する認定調査項目(障害者の支援の程度を判定する調査項目)において、避難に関連する以下の項目のいずれかの判定内容が、以下のとおり避難困難な状態であると判断されることである。

- イ 「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- ロ 「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- ハ 「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者
- ニ 「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者
- ホ 「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者
- ヘ 「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

なお、避難が困難な要介護者を入所させる高齢者施設については、要介護者が「入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作」について介護を要すると見込まれる者であり、避難が困難な要介護者は「介助がなければ避難でき

ない者」であるため、障害者のような例外規定は設けていない。

(3)自主表示対象機械器具等の製造業者等による届出事項(第44条の2関係)

19号省令では、消防法施行令の一部改正(平成25年政令第88号)を契機に、自主表示対象機械器具等の製造業者等が届け出なければならない事項・様式を明確化している。自主表示対象機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、19号省令により、試験の結果並びに試験に使用した設備及び試験の方法(試験の項目、内容及び判定方法等)に関する事項を届出事項としている。

(4)施行期日

(1)及び(2)に係る事項は平成27年4月1日から、(3)に係る事項は公布の日(平成26年3月26日)からそれぞれ施行することとした。

■126号省令の概要

126号省令では、消防法施行規則第25条を改正し、避難が困難な者が入所する社会福祉施設等(令別表第1(6)項口に掲げる施設)並びに当該用途に供する部分が存する複合用途防火対象物、地下街及び準地下街に設ける消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置等)について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとした。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているもの)に設置されているものにあっては、連動させるまでもなく通報装置を起動することができることから、この限りでないとしている。

126号省令の上記の改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、経過措置として、現に存する防火対象物及び現に新築等の工事中の防火対象物における消防機関へ通報する火災通報装置に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとした。